

平成25年(ワ)第515号、同第1476号、同第1477号

直送済

損害賠償請求事件(国賠)

原告 遠藤行雄 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

## 被告東京電力共通準備書面(21-1)

(最終準備書面: 損害論に関する主張のまとめ)

平成29年1月20日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 戥



同 奥 原 靖 裕



## &lt;目 次&gt;

第1 はじめに .....	2
第2 被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求が認められないこと .	3
1 原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていること .....	3

こと.....	4
第3 中間指針等に定める賠償額の合理性について .....	6
1 中間指針等について .....	6
2 中間指針等に基づく賠償の実施状況 .....	8
3 中間指針等の裁判上の位置付け .....	8
4 中間指針等に定める賠償の考え方 .....	10
5 本件事故に係る精神的損害に関する裁判例について .....	19
第4 原告らの本件事故時の居住区域毎の精神的損害について .....	19
1 帰還困難区域について (原告世帯番号 3, 5, 6, 9, 17, 18) ...	19
2 避難指示解除準備区域及び居住制限区域 (既に解除されたものも含む。) について (原告世帯番号 1, 2, 4, 7, 10, 12, 15, 16) .....	27
3 旧緊急時避難準備区域について (原告世帯番号 14 : 広野町) .....	40
4 旧屋内退避区域 (原告世帯番号 11) 及び旧南相馬市による一時避難要請区域 (同 13) について .....	43
5 区域外 (福島県県南地域) について (原告世帯番号 8) .....	46
6 まとめ .....	50
第5 低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見について .....	51
第6 結語 .....	53

## 第1 はじめに

本準備書面は、これまで被告東電が行ってきた各争点に関する主張内容を総括し、本訴訟における原告らの請求が、被告東電が認める限度を超えて理由がないことを改めて論じるものである。

具体的には、まず下記「第2」において、被告東電に対する民法709条

に基づく損害賠償請求が認められないことを論じた上で、下記「第3」では中間指針等に定める賠償額の合理性を、同じく下記「第4」では放射線の健康影響に関する科学的知見をそれぞれ論じる。その上で、下記「第5」では念のため本件事故の発生について被告東電に過失がないことを論じた上で、下記「第6」及び下記「第7」において本訴訟の原告らの個々の請求に対する主張内容を摘示する。

## 第2 被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求が認められないこと

1 原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていること

まず、原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする）にとどまるものではない。同法の原子力損害の賠償責任は、被害者保護と原子力事業の健全な発達を2つの目的として、原賠法3条に基づき責任を負う原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の制限、損害賠償措置の強制、国の援助等も含めて、その全体として民法上の不法行為責任に対する特則として立法されているものである。

したがって、原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解するのが相当であるから、原子力損害の賠償責任については、民法709条は適用されない。このことは、既に東京高判平成17年9月21日判例時報1914号95頁等でも説示されている上、科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」においても

行政解釈としてその旨明記されている（乙イ1・52頁）。

したがって、民法709条に基づく原告らの主張（主位的請求）は、その余の点を判断するまでもなく、全て失当である。（以上、被告東京電力共通準備書面（3）1～11頁）

## 2 原告らの求める慰謝料額の算定に当たっても、過失の有無は問題とならないこと

原告らは、本件事故の発生について被告東電に「故意とも同視し得る重大な過失」があり、そのような事情は慰謝料額の算定に影響を及ぼすと主張する（原告ら第12準備書面の3～5頁）。

被告東電としても、一般論として、精神的損害の慰謝料の額の算定に当たり加害者の故意・過失の有無・程度が影響を及ぼし得るとの考え方があることについて否定するものではないが、2011年（平成23年）3月11日に発生した本件地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞觀地震と同類の地震ではなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ想定を上回るものであって、その具体的な予兆が指摘されていたなどという事実もなく、被告東電において本件地震及びこれによる本件津波の発生は予見し得ないものであった。かかる本件地震及び本件津波については、「長期評価」を公表した地震本部においても、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城

県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」とし（丙口9）、2011（平成23）年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」とされた（乙口1）。この中央防災会議の専門部会が2011（平成23）年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」と評価されている（乙口2）。このように、複数震源領域における運動型地震である本件地震と、それに伴う巨大津波の発生は、被告東電はおろか我が国どの地震に係る専門機関も想定していなかつたものである。福島地方裁判所で原告側証人として証言をした都司証人ですら、本件地震自体については予見できなかつたと明確に述べている（甲口131・57頁、甲口132・48頁）。

本件事故は、このように専門家の想定すらもはるかに上回る天災地変の発生によって引き起こされたものであるから、原告らの主張するように、その発生について被告東電に慰謝料の増額事由を基礎付けるような「故意ないし重大な過失」があったなどとはおよそそういうことができない。本件事故が上記のとおり専門機関においても當時想定されていなかつた本件地震及び本件津波によりもたらされたことに照らせば、本件事故による避難等による慰謝料額の算定については、その被害の実情を踏まえて行われるべきであつて、かつそれで足りる。原告らも、訴状1.34頁の「避難生活に伴う慰謝料」において、特に被告東電の故意・過失に触れることなく、交通事故に関する「赤

い本」を参考に、避難状況や避難態様を理由に一人月額50万円の慰謝料を請求しているものであり、訴状145頁の「コミュニティ喪失の慰謝料」においても、同様に原告らの被害に基づいて一人一律2000万円を請求しているところである。

なお、本件事故に関して原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等では、後述するとおり、過去の過失責任に基づく類似の裁判例等についても十分に検討を行った上で、裁判になった場合も視野に入れて慰謝料額の基準を定めている。したがって、同指針等に定める慰謝料額は、被告東電の過失の有無にかかわらず、もとより原告らの精神的損害を慰謝するのに十分足る金額となっている。この点を以てしても、いずれにせよ原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。（以上、被告東京電力共通準備書面（3）の12～13頁）

### 第3 中間指針等に定める賠償額の合理性について

#### 1 中間指針等について

原子力発電所において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想される。

原賠法18条は、こうした場合に備えて、公平かつ迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並んで、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討を行い、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の2011年（平成23年）4月11日付けで、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針が策定されている。本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名であるが、そのうち法律の専門家は6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）である。また、研究者の多くが東海村JCO臨海事故あるいは原賠法の改正にも関与している。

審査会は、上記2011年（平成23年）4月に設置されて以降、数十回にわたり公開の議場で十分な審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等を行い、その被害の実情の把握の上に、多数の被害者に対して適用されるべき公平・適切な原子力損害の賠償の範囲・基準について、中間指針等を策定・公表している。（以上、被告東京電力共通準備書面（1），同（4）の2～3頁）

## 2 中間指針等に基づく賠償の実施状況

被告東電は、上記のとおり審査会が原賠法に基づく原子力損害賠償の法体系を踏まえて策定した中間指針等の賠償指針に基づき、精神的損害（慰謝料）、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の賠償につき、順次賠償書式を整備した上で、その賠償基準を策定・公表し、賠償を実施している。なお、被告東電は、個別の被害者との間だけではなく、各地方公共団体との協議、農業団体や漁業団体等の各種業界団体との集団交渉等においても、上記審査会の策定した中間指針等に基づき折衝を進めてきている。

さらに、審査会の下には、原賠法18条2項1号に基づき任意の和解仲介手続を進めるための機関として、原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、これまで多数の和解仲介手続（ADR手続）が実施されてきているが、ADR手続においても、同様に上記審査会の定めた中間指針等に基づき個別的和解による解決がなされている。

以上の結果、被告東電による直接賠償手続での賠償額総額は、平成29年1月6日時点で、避難等対象者である個人に対する賠償件数約86万9000件（世帯単位の延べ件数）、自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数約129万5000件（世帯単位の延べ件数）、法人・個人事業主等への賠償件数約37万件、合計約6兆9404億円に上っている。（以上、被告東京電力共通準備書面（4）2～3頁、乙ニ共177）

## 3 中間指針等の裁判上の位置付け

以上のような中間指針等は、（1）中立的な専門家からなる審査会が、原賠

法18条2項2号に定める法律上の所掌事務として、同項3号に根拠を置く調査・評価の権限に基づき、会議の公開の下で多数回にわたる審議を経て、原子力損害の範囲の判定に関する一般的な指針として定められたものであり、法令上の根拠に基づく指針であること、（2）審査会の審査においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等が行われており、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、多数の被害者が生じているという本件事故の特徴にも鑑み、多数の被害者間において公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されているものであり、このような中間指針等に拠ることにより、多種多様な損害発生状況について、公平かつ迅速な解決が可能となること、（3）中間指針等の策定の過程においては、審査会における法律専門家による過去の裁判例等の審議・検討も行われており、裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討、設定されているものであり、かつ、そのような結果としての中間指針等の内容については裁判上の解決規範としてみても十分に合理性・相当性を有するものとなっていること、（4）被告東電においては、本件事故による避難等対象者は約16万人、自主的避難等対象者は約200万人という我が国の損害賠償事例史上も類例のない膨大な被害者に対する公平かつ適切な賠償の実現が求められている状況にあるところ、同様の被害を受けた被害者に対しては同様の賠償が実現されるべきであるという公平の見地からは、本件事故のような事案においては、いかに多数の被害者間の賠償を公平に実現するかという点が極めて重要であり、審査会の定める指針の果たす機能は極めて重要であること、（5）被告東電においては、ADR手続における和解及び裁判上の和解も含めて、中間指針等に基づき、既に多くの被害者の方との間で合意に至っており、中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあること等を踏まえれば、審査会の策定した中間指針等の賠償基準は、裁判上の手続においても、十分に尊重されるべき実質を有するものである。（以上、被告東京電力共通準備書面（4）の

4～6頁)

#### 4 中間指針等に定める賠償の考え方

##### (1) 政府による避難指示等に基づく賠償区分

中間指針等は、①政府による避難指示等の対象区域内に生活の本拠があつたいわゆる「避難等対象者」と、②その周辺の一定の地域<sup>1</sup>に生活の本拠があつたいわゆる「自主的避難等対象者」とに分けて賠償基準を定めている（乙ニ共1，同2）。

そして、政府による避難指示は、ICRPの示す年間100～20ミリシーベルトの範囲のうち、最も厳しい値に相当する年間20ミリシーベルト（毎時3.8マイクロシーベルト）を基準とし、2011年（平成23年）12月に行われた避難区域の見直しにおいても、かかる年間20ミリシーベルトを基準に、帰還困難区域、居住制限区域及び解除準備区域にそれぞれ区域再編を行っている（乙ニ共105、同106）。（以上、被告東京電力共通準備書面（1）2～3頁、同（5）13～30頁、同（9）3～5頁）

##### (2) 避難等対象者に係る賠償指針

###### ア 精神的損害

###### (ア) 避難に伴う慰謝料

中間指針は、政府の避難指示等に基づく避難等対象者の避難等に係る慰謝料について、生活費の増加費用と合算して、①本件事故発生時（平成23年3月）から6か月間（第1期）は賠償額の目安を一人月額10

---

<sup>1</sup> 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市。

万円（ただし、避難所等における避難生活の期間については、一人月額12万円）とし、②第1期終了から6か月間（第2期）は賠償額の目安を一人月額5万円とし、③第2期終了から終期までの期間（第3期）は、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であるとしている。ただし、被告東電においては、第2期においても一人月額10万円の賠償を行っており、また、その後に策定された中間指針第二次追補においても、第3期については一人月額10万円を基準として指針として定めているため、避難等対象者については、賠償終期まで減額されることなく一人月額10万円の賠償を行うというのが基本的考え方になる。

なお、かかる避難に伴う慰謝料には、避難生活の苦痛それ自体のみならず、本件事故以前の住居環境に戻れないことによる精神的苦痛に伴う精神的損害も含まれている（乙ニ共1・21頁）。また、被告東電は、要介護者及び介護者については、中間指針等の定める基準をさらに一步進め、独自に一定程度慰謝料を増額して支払っている（乙ニ共95）。

（以上、被告東京電力共通準備書面（5）30～38頁、同（7）13～15頁）

#### （イ）ふるさと喪失慰謝料

また、中間指針第四次追補（乙ニ共16）は、避難等対象者のうち、帰還困難区域等の避難の長期化が見込まれる区域の住民に対して、「避難が長期化する場合の精神的損害」の賠償の指針を示しており、被告東電は、その対象者に対して、上記（ア）の月額10万円の避難等に係る

慰謝料とは別個に、一人当たり 700 万円<sup>2</sup>の精神的損害の賠償を行っている。（以上、被告東京電力共通準備書面（4）6～10頁、同（5）39～42頁、同（7）15～16頁）

#### （ウ）中間指針の定める慰謝料の合理性

かかる中間指針に定める避難等対象者の避難等に係る慰謝料月額の指針については、その審議の経過に照らし、本件が負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつも負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考とし、過去の裁判例も参考にして審議が行われている。

すなわち、審査会における検討の参考に供されている過去の裁判例をまとめた資料（乙ニ共43）によれば、例えば、身体的損害がない場合における擁壁の崩落や地滑り事故による家屋の損壊に起因する避難事案においては、避難期間が約8年の擁壁崩落事案（乙ニ共43の「身体的損害なし」の3番）においては慰謝料額として300万円が認容されており、また、同じく避難期間が約7年7か月の地滑り事案（乙ニ共43の「身体的損害なし」の4番）では、財物喪失による慰謝料として

---

<sup>2</sup> 中間指針第四次追補では、中間指針第二次追補で帰還困難区域からの避難者について示された第3期（避難指示区域見直しから賠償終期まで）の慰謝料一人600万円に、避難が長期化する場合の慰謝料1000万円（通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を加算した額から、上記第3期の慰謝料600万円のうち2014年（平成26年）3月（中間指針第四次追補を受けて被告東電に対する損害賠償請求が可能になると見込まれる時期）以降に相当する分（月額10万円で換算。ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を、第3期において賠償すべき精神的損害の損害額としている。具体的には、第3期の始期（避難指示区域見直し）が2012年（平成24年）6月の場合は、加算額1000万円から将来分の合計額を控除した額は700万円となり、第3期において賠償すべき精神的損害の損害総額は、当該700万円に第二次追補で示された600万円を合計した1300万円になる（乙ニ共16）。

50万円、仮設プレハブ住宅に居住していた者には150万円の慰謝料が認容されている事例が紹介されている。

避難等対象者については、当該慰謝料のほかに、後述するような避難費用、財物賠償、その他各種賠償も受けていることにも鑑みれば、中間指針等に定める慰謝料額は、被害者保護の観点に立った十分合理性・相当性を有するものであるということができる。

もとより、中間指針は、その総論部分において「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によつては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」としているところ

(乙ニ共1の5頁)、中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみである。したがつて、中間指針等に定める精神的損害に関する賠償額の指針が、上記総論部分にいう「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであることはその文言上も明らかである。本件事故による原告らの精神的損害の賠償に関しては、いかなる範囲の原告に「本件事故と相当因果関係を有する損害」が生じていると評価されるのかという点が問題であり、この点について中間指針等はその損害賠償の範囲に関する指針を示しているものと解される。

したがつて、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額及びその損害賠償の範囲は十分な合理性・相当性を有するものであり、裁判上も十分に尊重されるべき内容のものとなっていることから、かかる賠償額を超える原告らの請求には理由がない。(以上、被告東京電力共通準備書面(5)

42～58頁、同(7)16～18頁)

## (エ) 政府復興方針に基づく精神的損害の賠償

a ところで、政府は、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるため、2015年（平成27年）6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（改訂）（乙ニ共125）を策定・公表した。

被告東電は、これを受け、本件事故から6年経過以前に避難指示が解除された場合においても、本件事故から6年後（平成29年3月）に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の一時賠償を行うとともに、その後の相当期間の1年間をこれに加えて、2018年（平成30年）3月までを賠償対象期間として、一人月額10万円の避難に係る精神的損害の賠償を行う方針を新たに公表し、既に賠償を開始している（乙ニ共126）。

これにより、本件事故発生時点において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に生活の本拠を有していた方（ただし、大熊町・双葉町の方を除く。）についても、精神的損害の賠償としては、2011年（平成23年）3月～2018年（平成30年）3月までの7年1か月分について、遅延なしでの月額10万円の賠償を実施することとなり、総額は1人当たり850万円となる。（以上、被告東京電力共通準備書面（9）20～21頁）

b また、政府は、2016年（平成28年）12月20日に、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（乙ニ共174）を閣議決定し、この基本指針に基づき原子力災害からの福島復興・再生を加速するために必要な対策の追加・拡充を図っている。具体的には、基本指針では、①避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充、②帰還困難区域の復興に向けた取組、③新たな生活の開始に向けた取組など

の拡充、④事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充、⑤廃炉・汚染水対策の万全化等の観点から、復興に向けた具体的な取組を推進することとしている。

これらの点については、被告東京電力共通準備書面（19）で詳述している。

#### イ 財物損害（不動産）

##### （ア）価値喪失・下落分の賠償

本件事故に起因する不動産の価値喪失・下落分の賠償については、建物、宅地、田畠、その他土地に分けて実施されている（乙ニ共10、同11、同15）。

その考え方は、いずれも本件事故時点における不動産の客観的時価を算出し、それに避難指示期間割合（本件事故から避難指示解除までの期間／6年）を乗じて賠償額を算出するという点で共通する。そして、被告東電の直接賠償基準では、このうち本件事故時点の客観的時価の算出・単価の設定について、福島県不動産鑑定士協会の全面協力を得て行われている。（以上、被告東京電力共通準備書面（1）7～9頁、同（2）、同（7）20～26頁）

##### （イ）住居確保損害

以上の客観的財物価値の賠償に加えて、中間指針第四次追補は、居住用不動産については、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者が移住等のために負担した費用について、一定の範囲で「追加的費用」として賠償することとしている（乙ニ共16）。これに基づき、被告東電は、いわゆる住居確保損害としての賠償も行っているところである。

（以上、被告東京電力共通準備書面（4）10～16頁）

#### ウ 財物賠償（家財）

本件事故に起因する家財の価値喪失・下落分の賠償については、被害者救済の見地から、個別の立証を要することなく、世帯構成と避難区域の種類に応じて賠償を行う定型賠償を実施している。ただし、家財については、火災や水害時等と異なりあくまで物理的に滅失している訳ではなく、持ち出して除染すれば引き続き使用可能であるため、全損と評価されるのは、たとえば動植物や食料品など例外的なケースに限られることに留意すべきである。

また、仮に個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が、上記定型賠償時にお支払いした金額を超える場合は、超過した金額を別途賠償することとしているが（家財個別賠償、乙ニ共104），現時点で本件訴訟の原告らからはそのような個別具体的な主張立証は一切なされていない。（以上、被告東京電力共通準備書面（1）9～10頁、同（7）26～28頁）

#### エ その他の賠償

以上のほか、被告東電は、本件事故に起因して発生した避難費用（避難移動費、避難先での生活品購入費、家族間移動費、一時帰宅費用）、生命・身体的損害、営業ないし就労不能損害、検査費用等の各種賠償を実施している（被告東京電力共通準備書面（7）12～13頁、同18～20頁、同29頁、各個別準備書面）。

### （3）自主的避難等対象者に係る賠償指針

#### ア 指針の内容

審査会は、本件事故発生当時、政府等による避難指示等の対象とはされていないものの、中間指針追補が定める一定の自主的避難等対象区域にお

いて住居を有していた方々に対して、自主的避難等対象者の精神的損害の賠償基準を定めている（乙ニ共2、乙ニ共3）。

すなわち、審査会は、本件事故の状況が安定していない等の状況下で、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性等を総合的に勘案して中間指針追補が定める自主的避難等対象区域における自主的避難等対象者について、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、避難指示等の場合と同じ扱いとすることは必ずしも公平かつ合理的ではないとした上で、賠償の基準を定めている。

具体的には、本件事故発生当初の時期（概ね平成23年4月22日までを目安とするとされている。乙ニ共54の13頁参照）においては、自らの置かれている状況についての十分な情報があるとはいえない中で、放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避しようと考えて避難を選択することもやむを得ない面があるとして、かかる「本件事故発生当初の時期」を対象として、滞在者・避難者の別を問わず、一人当たり8万円の損害額を定めている。そして、かかる損害額については、屋内退避区域（平成23年4月22日指定解除）に生活の本拠を有している避難等対象者に対する慰謝料が一人当たり10万円であることとの均衡も踏まえ、賠償額としての合理性を有するものと考えられる。

また、妊婦及び子供に関しては、それ以外の者と比較して放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについて一定の合理性が認められることから、中間指針追補において、賠償対象時期は本件事故発生から平成23年12月31日までとされ、かつその賠償額は40万円とされている。なお、被告東電は、かかる妊婦及び子供のうち実際に自主的避難を行った方に対しては、指針に定める40万円に加えてさらに20万円を上乗せし、計60万円の

賠償を行っている。（以上、被告東京電力共通準備書面（1）の10～11頁、同（5）58～87頁、同（7）29～31頁）

#### イ 指針に定める賠償額の合理性・相当性

このような自主的避難等対象者に係る指針が定められるに当たっては、審査会においては、騒音、振動、悪臭、煙害等の生活妨害を受けたことによる精神的損害の裁判例に関する資料を参考として検討が行われている。

すなわち、これらの裁判例のうち一括して賠償額を算定している事案（審査会資料：乙ニ共62の番号11、12、14、19）においては、賠償額は概ね5万円から20万円程度であり、月額の賠償額を積み上げて算定している事案（同1から7、10、13、15、16、18）では、月額3000円から月額1万8000円とされており、中間指針追補の定める賠償基準は、過去の裁判例の賠償事案を踏まえても、また、年間20ミリシーベルトという政府による避難指示基準を超えない地域における精神的損害の評価の問題として、後述の低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見の状況を踏まえても、被害者保護の観点も十分考慮した上で相当かつ合理的なものとなっているものである。（以上、被告東京電力共通準備書面（5）の68～87頁）

#### （4）福島県県南地域における自主的避難者に係る賠償指針

以上のほか、被告東電は、中間指針等の定めはないものの、福島県県南地域の一定の地域における18歳以下であった方および妊娠されていた方について、独自に1人20万円及び4万円の精神的損害等の賠償を行っている（被告東京電力共通準備書面（7）31～32頁）。

## 5 本件事故に係る精神的損害に関する裁判例について

以上で述べた中間指針等に定める賠償額の合理性については、既に旧緊急時避難区域（南相馬市・東京地裁平成27年6月29日判決（乙イ5）, 東京高裁平成28年3月9日（乙イ6）・確定），自主的避難等対象区域（いわき市・福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（乙イ7）, 同控訴審判決仙台高裁平成27年1月21日（乙イ8）・確定），賠償対象外の区域（東京都練馬区・東京地裁平成25年10月25日判決（乙イ9）, 東京高裁平成26年5月7日判決（乙イ10）, 最高裁上告棄却, 上告審不受理（乙イ11）, 確定。東京都渋谷区・東京地裁平成27年3月31日判決（乙イ12）, 東京高裁平成28年1月13日判決（乙イ13）, なお、上告及び同受理申立事件は上告棄却及び上告受理申立不受理により確定）において、それを肯定する司法判断が示されている。（被告東京電力共通準備書面（10））。

## 第4 原告らの本件事故時の居住区域毎の精神的損害について

以下では、以上の主張を踏まえつつ、原告らの本件事故時の住所地の属する避難指示区域等の区分に従い、被告東電が公表する精神的損害の賠償額の考え方及びその合理性を明らかにするとともに、原告らの主張に反論するものである。

### 1 帰還困難区域について（原告世帯番号3, 5, 6, 9, 17, 18）

#### （1）被告東電が公表している賠償額

本件事故時の住所地が帰還困難区域に指定されている原告に対しては、①平成23年3月11日（平成23年3月分は1か月分として10万円）から平成24年5月末までの15か月について中間指針及び被告東電の賠償基準に基づき1人当たり月額10万円の賠償を遞減させずに継続して合計150万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、②中間指針第二次追補に基づく600万円（平成24年6月～平成29年5月までの5年間）の支払いがなされ、③さらに中間指針第四次追補に基づき、当該地区については移住を余儀なくされる状態にあるとの評価に基づき、1000万円の慰謝料が認定されるが、そのうち②の賠償額との重複分を招来に向けてのみ控除することとして、700万円の追加賠償がなされることとなり、この結果として、避難等に係る慰謝料の賠償総額は、一人当たり1450万円となる（被告東京電力共通準備書面（7）の15～16頁）。

帰還困難区域に本件事故時の住所地を有する原告らに対する精神的損害の賠償額として、かかる賠償額（以下「帰還困難区域東電賠償額」という。）には十分な合理性・相当性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

## （2）帰還困難区域東電賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような帰還困難区域東電賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

ア 上記①の損害賠償に関しては、中間指針が定める避難に係る慰謝料額の指針である1人月額10万円については、避難による長期間の精神的苦痛を被っていることを賠償すべき損害と認めたものであり（乙ニ共1の20頁），避難による広汎な精神的損害を包括的に評価してその賠償額を定めたものと解される。したがって、かかる賠償額は、避難期間中における生活上の不便等の精神的苦痛を含みつつもそれ

にとどまらずに、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど」の精神的苦痛も考慮の上で賠償額が定められており、住み慣れた生活環境や地元でのコミュニティの喪失に係る精神的苦痛に対する損害賠償の趣旨を含んでいるものである。

イ また、上記①に関して、月額10万円の慰謝料額については、審査会においては、対象となる精神的苦痛は身体的な負傷を伴うものではないが、自賠責保険における慰謝料額を参考にした上で（乙ニ共1の21頁），過去の裁判例等（乙ニ共43）も参照の上で、「合理的に算定した一定額の賠償」（乙ニ共1の5頁）として定められているものであり、賠償指針として合理性を有する。

この点について原告らは、かかる金額が最低限の賠償額であるかのように主張するが、中間指針にはそのような記載はなく、むしろ上記のとおり「合理的に算定した一定額の賠償」としての位置付けが明らかにされているところであり、また、そうでなければ多数の被害者が生じている本件事故の賠償指針として機能し得ないことは明らかであるから、原告らのかかる主張は失当である。

ウ この賠償額は一人あたりの金額であり、年齢による差異も設けられておらず、例えば、4人家族であれば、世帯単位では毎月40万円の精神的損害の賠償が賠償終期まで行われるものとなっている。

エ また、身体的負傷を伴う交通事故の損害賠償では、時間の経過とともに精神的損害の賠償額が遞減するものとされることが一般であり、

本件事故の避難者においても、身体的負傷は伴わないものの、本件事故直後の混乱期に比して、その後時間の経過とともに、仮設住宅や借上げ住宅等への入居が進むなどして生活の過酷さが緩和されることが考えられることから、中間指針は、第2期（本件事故発生後6か月経過後から12か月経過後までの間）については、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期（本件事故発生から6か月間）に比して緩和されると考えられることを考慮し、交通事故損害賠償における期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考として、1人月額5万円を目安とするとの指針を示しているが（乙ニ共1の22頁），被告東電においては、第2期においても（その後においても）1人月額10万円の賠償を維持し、継続している。

このため、避難先等で新居を購入するなどして、生活の本拠を移転し（転居し），客観的に避難の状態が終了したとみられる場合や避難先において平常の生活を営んでいると認められる場合においても、本件事故直後の避難慰謝料である1人月額10万円の賠償額を遞減させることなく賠償している。

オ 原告らは、中間指針等が被告東電と被害者の間の合意形成による自主的解決のために、被告東電が納得するものを志向して作られたと主張し、かかる賠償額が不合理であるかのように主張する。しかしながら、中間指針等は、当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として法令上位置付けられているが、そもそも、当事者間の自主的な解決の問題であるから、その解決に資する指針は、一般に認められている損害賠償法理から逸脱した、賠償指針として不合理なものであってもよい、などというようなものでないことは明らかである。なぜな

らば、仮に一般法理に照らして不合理な指針であるのであれば、紛争当事者の納得感が得られないため、自主的な紛争の解決に資することにならず、指針としての意義が損なわれる結果となるからである。したがって、審査会が法令に基づいて指針を策定するに当たっては、一般の損害賠償法理に照らして、法的見地から合理的な基準（広く被害者・加害者双方が受け入れ得る基準）とすることが要求されていると解されるのである。

したがって、原告らの上記主張は審査会の指針の趣旨を正解しないものであって、失当である。

カ 上記②については、中間指針第二次追補（平成24年3月16日策定、乙ニ共3）において、避難指示区域の見直しがなされるに当たって、帰還困難区域においては今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、かかる長期にわたって帰還できることによる損害額を一括して600万円の賠償指針を定めている（乙ニ共3の2～6頁）。かかる賠償額の算定に当たっても、避難期間中の生活上の不便のみならず、「長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」（同5頁）とされているとおり、本件事故以前の生活環境を丸ごと喪失したことを損害の対象として正面から評価し、かかる②の賠償において損害額の算定に当たって考慮しているものである（中間指針第四次追補が「避難が長期化する場合の慰謝料」として1000万円を認定しつつ、このうちの300万円については、中間指針第二次追補の慰謝料額（600万円：5年分）との重複があることから、1000万円から控除しているのは、かかる重複があることに基づく。）。

キ 上記③については、中間指針第四次追補（平成25年12月26日策定、乙ニ共16）において、同第二次追補策定後の状況を踏まえ、「帰還困難区域においては、将来にわたって居住を制限することが原則とされており、区域内の除染やインフラ復旧等は実施されておらず、現段階で避難指示解除までの見通しすら立たない状況であり、避難指示が長期化することが想定される」（同1～2頁）との認識の下、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした、として（同5～6頁）、1人当たり1000万円の賠償額の指針を定めている。

この賠償額の算定に当たっては、「過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の額を十分に上回る金額とした」とし、また、「第二次追補において、長期にわたって帰還できることによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち平成26年3月以降に相当する部分は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした」としているものである。

ク このように第四次追補に基づく慰謝料は、帰還困難区域での生活を断念することを余儀なくされたことを前提として、このような喪失に係る精神的苦痛について過去の裁判例や死亡慰謝料の水準などを考慮の上で包括的な賠償額を定めたものであり（審査会議事録：乙ニ共45～乙ニ共47参照），帰還困難区域に帰還し得ない前提でのその

喪失に係る精神的損害について、多面的な審議を経た後に定められており、裁判上の損害賠償法理を前提としても合理性・相当性のある賠償基準となっている。

ケ 原告らは、本件訴訟において原告らが求めているのは、「本件事故前に築き上げてきた「丸ごとの生活」そのもの」であり、被告東電が賠償している避難慰謝料では評価されていない権利侵害が存するため、これを「ふるさと喪失慰謝料」として請求しているとし、原告らが生活していた地域において平穏で安全な日常的・社会生活を送ることができることを主張する（原告ら第54準備書面の7～8頁）。

確かに、帰還困難区域の旧居住者原告らにおいては、帰還の見通しがつかず、客観的に移住を余儀なくされる状況にあると評価され、このことに伴う不安や生活阻害が生じていると考えられるところであり、中間指針第四次追補においても、まさにこのような帰還困難区域の状況を踏まえて、帰還し得ず、移住を余儀なくされることによる喪失に伴い旧居住者に生じる精神的苦痛等を包括的に損害として評価し、その損害額の算定に当たっても、裁判例や死亡慰謝料の水準なども考慮しながら相当な賠償額を指針として定めているものと解される。

したがって、原告らが主張する「ふるさと喪失慰謝料」の対象とされている原告らの精神的苦痛は中間指針、同第二次追補及び同第四次追補において定められている慰謝料の賠償対象となっているものであり、「ふるさと喪失慰謝料」の基礎となる事情がこれらとは別個の損害であるかのように言う原告らの主張には理由がない。

コ 原告らはハンセン病熊本地裁判決（判例時報1748号30頁）を挙げて原告らの「ふるさと喪失慰謝料」の主張の根拠とするようであるが（原告ら第54準備書面の10～11頁），同地裁判決は，行動の自由の制約を伴うハンセン病患者の療養所への隔離入所の時期や退所期間を考慮の上で，1人当たり800万円～1400万円の精神的損害を認容したものであるところ，帰還困難区域東電賠償額はその最高額をも一律に上回っているのであり，これが損害額の評価として不当でないことは明らかである。

サ 被告東電においては，精神的損害に関してこのような帰還困難区域東電賠償額の賠償を行うほか，これとは別途に，前述のとおり，農業・商工業に係る営業損害の賠償，就労不能損害の賠償，宅地・農地・建物・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の喪失に係る賠償，避難生活に伴う体調悪化などの場合の生命身体的損害の賠償等を行っている（乙ニ共6～乙ニ共12，乙ニ共163，乙ニ共164）。

帰還困難区域に旧居住地を有する原告ら各人に対して被告東電が行っている精神的損害及びその他の損害の賠償額は被告東京電力個別準備書面（5）の3，同5，同6，同9及び同17において個々に主張したとおりであり，精神的損害の賠償に加えて，財物損害の賠償等も行われることによって，本件事故による全体としての損害が回復されることを企図している。

したがって，このように旧居住地における財産等の損害についても別途賠償が行われることを踏まえても，帰還困難区域東電賠償額は合理性・相当性を有する。

シ なお，帰還困難区域について，原子力災害対策本部復興推進会議が

平成28年8月31日に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（乙ニ共175）を決定し、その中で、5年を目途に線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」の整備についての基本的な考え方が示され、また、平成28年12月20日には、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（乙ニ共174）が閣議決定され、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする」（同2頁）との方針が政府により示され、国による復興に向けた施策の展開が行われることが予定されている（中間指針第四次追補も、被告東電による迅速、公平かつ適正な賠償の実施に加えて、被害者の生活や事業の再建に向けて、政府等による復興施策等が着実に実施されることを求める、としている。乙ニ共16の3頁）。

### （3）帰還困難区域に関する小括

以上のとおりであり、上記の事情を総合すれば、精神的損害に係る帰還困難区域東電賠償額は合理性・相当性を有するものであり、これを超える原告らの請求には理由がない。

2 避難指示解除準備区域及び居住制限区域（既に解除されたものも含む。）について（原告世帯番号1, 2, 4, 7, 10, 12, 15, 16）

#### （1）被告東電が公表している賠償額

本件事故時の住所地が避難指示解除準備区域又は居住制限区域（既に解除されたものも含む。）に指定されている原告については、中間指針、中間指針第二次追補、同第四次追補（避難指示解除後の相当期間に関する指針部分）及び政府復興指針（乙ニ共125）を踏まえて、平成23年3月11日～平成30年3月末までの7年1か月分について、遅延なしでの月額10万円の精神的損害の賠償をすることとしており、総額1人当たり850万円となる（以下「居住制限区域等東電賠償額」という。被告東京電力準備書面（9）の21頁）。

本件訴訟の原告らのうち本件事故時の住所地が避難指示解除準備区域又は居住制限区域である者の住所地は、富岡町、飯舘村、浪江町及び南相馬市小高区であるところ、これらの市町村内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、政府復興方針（閣議決定：乙ニ共125）に基づき、遅くとも本件事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除するとの政府方針が定められているところ、南相馬市小高区については、平成28年6月12日をもって既に避難指示が解除されており（乙ニ共172），また、飯舘村については平成29年3月31日をもって解除されることが決定されている（乙ニ共171）。富岡町及び浪江町においても、政府復興方針に基づき平成29年3月末までの避難指示解除に向けての取組が本格化している（乙ニ共174の3頁）。

## （2）居住制限区域等東電賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような居住制限区域等東電賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

ア 月額10万円の賠償が賠償終期である平成30年3月末まで継続されることの合理性については、帰還困難区域について述べた上記1（2）のアないしオ、コ、サで述べたところが妥当する。

イ 避難に係る精神的損害の賠償終期については、中間指針は「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならない」との指針を示し（乙ニ共1の18～19頁），また中間指針第四次追補は、この相当期間について、「1年間を当面の目安」としている（乙ニ共16の5頁）。

この点については、①政府による避難指示の解除（＝避難指示解除準備区域の指定の解除）については、年間20ミリシーベルトの基準を下回ることを確保しつつ、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされており（乙ニ共34の8頁参照），このように、政府による避難指示の解除は、放射線量の低下だけでなく、生活インフラや生活関連サービスの状況を踏まえて行われるものであり、かかる避難指示解除後の相当期間（1年間）の経過後に精神的損害の賠償終期を迎えることについては十分合理性があること、②実際に、後述のとおり、避難指示解除時点における避難指示等対象区域の空間放射線量は低減しており、避難指示の解除後に本件事故による放射線の影響によって帰還し得ないという状況は客観的に解消されていること、③年間20ミリシーベルトを下回る放射線による発がんリスクについては、社会的にも受け入れられている肥満や運動不足、野菜不足などのリスクに比べても検出できないほど小さいものとされており、このような低線量被ばくと健康影響に関する国際的に合意されている科学的知見に基づいても、避難指示の解除後に旧

避難指示区域で生活することによる低線量被ばくによる健康影響は問題とならない水準にあることから、本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある精神的損害としては、相当期間を1年とみることには合理性があること、などからすれば、精神的損害の賠償終期について、避難指示等の解除から相当期間である原則として1年間が経過した後とされていることには合理性がある。

ウ また、1人当たり月額10万円というのは本件事故直後の1月当たりの感謝料額と同額であるが、中間指針も述べるように、第2期（本件事故後6か月経過時点～12か月経過時点までの間）においては、避難生活の過酷さも緩和されることから、1人月額5万円の精神的損害の賠償指針を示していることを踏まえれば、本件事故から6年経過後以降の期間についても、相当期間である1年間にわたって1人月額10万円の賠償を継続することは、月額5万円を基礎とした場合の実質的に2年間分の精神的損害を賠償していることに他ならない水準となっている。

エ 帰還困難区域を除く避難指示区域内においては、主要道路の通過交通や住民の方の一時立入、公益目的の立入が許されるほか、復旧・復興に不可欠な事業の再開や居住者を対象としない製造業などの事業、復興作業や一時帰宅者等を対象とする事業を再開することが許容されており、また営農・営林も許容されているところであり、実際に、避難指示解除以前から事業を再開している事業者が相当数存在する（浪江町につき22事業所：乙二共136の3、飯舘村につき49事業所：乙二共137の2）。

オ 南相馬市小高区の本件事故後の状況については、被告東京電力準備書面（9）の36～46頁において詳述したとおりであるが、以下、最新の状況を含めて述べる。

小高区においては、平成28年7月12日をもって避難指示が解除され、現在は政府による避難指示等の規制は存しない。

そして、生活インフラの関係として、JR常磐線が平成28年7月12日に小高駅と原ノ町駅間において再開し、また、教育関係として小高小学校、小高中学校等が仮設校舎ではあるが再開している。また、平成28年12月1日の時点で、医療については、小高病院や複数の医院や接骨院が診療を再開しており、銀行、郵便局については、あぶくま信用金庫小高支店、東邦銀行小高支店、小高郵便局が再開し、複数のATMも稼働している。また、農協については、JAふくしまの2つの支店が再開開店している。また、商業施設として、コンビニが2店開業し、すし店、ラーメン店、魚料理店、喫茶店などの飲食店、食料品雑貨販売店、食料品雑貨の宅配店、家電販売修理店、理美容室などの多数の小売サービス店も開業している。また、多数の建設業者も営業を再開している（乙二共189）。このように、鉄道、病院や銀行等のインフラ関係の整備が順次進み、コンビニ、飲食店などの多数の商業施設が営業を再開している状況にあり、生活インフラも回復を見せている。

南相馬市小高区内の空間放射線量は、高いところでも0.3マイクロシーベルト／時程度であり、ほとんどの測定地点で0.23マイクロシーベルト／時（年間1ミリシーベルト相当）を下回っている現状にあり、そのような空間放射線量の状況は南相馬市の広報誌、新聞報道などで広く周知されていると認められる（乙二共188の26頁、乙二共130）。

また、南相馬市においては、復興総合計画を策定しており（乙二共138の7），小高区の市街地整備、仮店舗設置、市道、高校改革等につ

いて復興関連事業が進められており、今後復興に向けての取組みがさらに進められることが期待できる状況にある。

カ 飯館村の本件事故後の状況については、被告東京電力準備書面（9）の32～36頁において詳述したとおりであるが、以下、最新の状況を含めて述べる。

飯館村では、帰還困難区域に指定されている長泥地区を除き、平成29年3月31日をもって避難指示が解除されることが決定している（乙ニ共171）。

原告番号2の旧住所地（飯館村草野）は本件原発から約38キロメートル離れており、平成29年1月9日時点での「草野小学校」の空間放射線量は0.312マイクロシーベルト／時となっており、年間1ミリシーベルトをやや超える程度の放射線量にまで低減しており、その他の区域についても、長泥地区を除き、年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線量の水準となっている。

飯館村においては、平成28年7月1日より、「ふるさとへの帰還に先立つ長期の宿泊」が実施されており、登録手続きを取ることにより、自宅等での宿泊が可能となっている（乙ニ共178）。また、避難指示解除後の復興に向けて、道の駅整備事業や危険木除去、生活道整備などの各種の事業が平成29年3月の完成を目指して進められている（乙ニ共185の20頁）。飯館村役場も再開している（乙ニ共185の28頁）。

村内では復興住宅の整備、家屋解体作業が進んでおり、それに伴う新築やリフォームも進められている。学校再開に向けた工事も今後本格化する見込みであるとされている（乙ニ共185の4頁）。

県の営農再開支援事業の推進母体となる農業復興組合が平成28年1

0月までに16地区で設立され、平成29年度には16地区全域での活動が予定されている。主要野菜について村内27か所で実施された実証栽培では、現段階で放射性セシウムはすべてについて未検出となっている。繁殖和牛の飼養実証が行われている（同9頁）。

このように平成29年3月末の避難指示解除に向けて、その取り組みが着実に進められている状況にある。

キ 富岡町の本件事故後の状況については、被告東京電力準備書面（9）の22～25頁において詳述したとおりであるが、以下、最新の状況を含めて述べる。

富岡町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成29年3月末の解除に向けた取組が本格化している（乙ニ共174）。富岡町では、富岡町災害復興計画を策定し（乙ニ共134の1），復興計画の実現に向けて具体的な取組を進めている。

平成28年11月時点における富岡町内の空間放射線量は乙ニ共183号証（広報とみおか2016年12月号）の28～29頁に記載されているとおりであり、本格除染が実施済みとなっている場所においては地上1メートルで概ね1マイクロシーベルト／時を大きく下回る放射線量の状況にある。

平成28年9月17日からは、帰還に向けての準備宿泊が行われております（乙ニ共179），平成28年11月25日には富岡町内の総合商業施設である「さくらモールとみおか」が先行開業しており、平成29年3月の全面開業が予定されており、ホームセンター（ダイユーエイト）や地元の飲食3店舗、東邦銀行のATMがすでに開業している。平成29年1月には相双五城信用組合のATMも稼働し、同年3月までにはさらにヨークベニマルとツルハドラッグが入店して全面開業するものとさ

れている（乙ニ共184の1）。

また、平成28年10月にとみおか診療所が開所しており（乙ニ共183の27頁），また、平成30年4月開院を目指して24時間365日対応の県立「ふたば医療センター」（仮称）が整備される予定である（同3頁）。高齢者用のデイサービスセンターもともちも平成29年4月に再開する予定となっている（同3頁）。水道水中の放射性物質のモニタリング結果もいずれも不検出となっている（同15頁）。その他、富岡町においても、防犯灯の電球の交換や陥没箇所の補修、交通の妨げとなる樹木の伐採などの取組が加速してきている状況にある（同2～3頁）。

ク 浪江町の本件事故後の状況については、被告東京電力準備書面（9）の28～33頁において詳述したとおりであるが、以下、最新の状況を含めて述べる。

浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成29年3月末の解除に向けた取組が本格化している（乙ニ共174）。

平成28年9月からは浪江町内での特例宿泊が開始され、同年11月1日からは帰還に向けての特例宿泊が開始されている（乙ニ共180）。同年12月1日時点で申込者数は510人（201世帯）であり、そのうち実際に宿泊したのは356人（148世帯）となっている（乙ニ共187の4頁）。平成23年11月末時点で町内での事業再開及び新規事業開始を合わせて37事業者41事業所が町内で事業を行っており、除染後の農地を保全していくための復興組合についても18行政区12組合が設立されている（同5頁）。水稻の実証栽培についても酒田地区において収穫がなされ、放射性物質検査において基準値以内の結果が得られており、浪江産米の販売が始まっている（同6頁）。また、町内

の学校教育の拠点として、浪江東中学校の改修工事及び同敷地内に浪江認定こども園の新築工事が始められており、平成29年11月末までは工事完了が予定されている（同8頁）。浪江町役場の本庁舎（大字幾世橋所在）も業務を再開しており（同32頁），同庁舎内で浪江町応急仮設診療所が開設されるとともに（週7日），仮設津島診療所も開設されており（週5日），診療機関の整備もなされてきている（同19頁）。浪江町内の水道水の水質検査の結果も問題はなく（同27頁），帰還困難区域に指定されている区域を除けば，町内のモニタリングポストの空間放射線量の測定結果は総じて低く，帰還困難区域を除けば1マイクロシーベルト／時を大きく下回っている現状にある（同26頁）。

浪江町は、その復興まちづくり計画において、町役場周辺を中心とする低線量地域を町の復興拠点として位置付け、復興拠点を足掛かりにして段階的に西側に整備地域を拡大していく方針を示しており、浪江町の特性を生かした復興支援を行っていくこととしている（乙ニ136の1）。

ケ 上記エないしクで述べたような避難指示解除の趣旨、南相馬市小高区、飯館村、富岡町及び浪江町の帰還困難区域を除く地区内の放射線量の状況、事業再開状況や復興計画の策定及び復興に向けての取組状況等も踏まえれば、放射線量も年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト／時相当）を大きく下回り、年間1～2ミリシーベルトの水準にも近づきつつある中で、原告らがこれらの区域に客観的に帰還し得ない状態にあるとはいいうことができず、前述1の帰還困難区域と異なり、移住を余儀なくされる客観的な状況にあるとは到底いえないから、原告らが主張する「ふるさと喪失慰謝料」には理由がない。

そして、避難指示の解除後からさらに相当期間（1年間）の経過後において、本件事故の放射線の影響に起因して相当因果関係の認められる

避難を余儀なくされたことに係る精神的損害の賠償責任は、その終期を迎えると解することには十分合理性がある。

コ この点について、原告らは、避難指示が解除されても、どれだけの人が戻るか見通しは立たず、以前の生活には戻らないと主張するが、これらの区域内における本件事故による放射線の影響は健康上問題とならない程度に低減しており、これらの地区では客観的に帰還し得る状況にあり、現に上記のとおり各種の生活インフラの整備や生業が再開しており、生活環境の整備がなされることによって帰還する住民が相当数いると認められ、国や自治体による復興支援策も期待できる中で（乙ニ共125、乙ニ共174参照），帰還した者によるコミュニティが新たに形成されることも期待できる。

したがって、仮に帰還しない住民が相当数存在することにより、帰還した住民にとって本件事故以前とはコミュニティのあり方が異なることとなるとしても、それは本件事故後の状況を踏まえての、旧コミュニティを構成する住民個々人の選択によるものといわざるを得ず、住民個々人は帰還するか否かについて誰にも強制されず、自由に選択できることからすれば、避難指示が解除され、客観的に帰還し得る状況に至ってから合理的な相当期間（1年）の経過後においては、本件事故と相当因果関係のある避難に係る精神的損害の賠償責任は終期を迎えると解するのが相当である。

そして、前述のとおり、被告東電は、平成30年3月分までの期間を対象として、第1期と同額である1人月額10万円の精神的損害の賠償を継続することとしており、帰還後における生活上の不安も復興の進展に伴い時間とともに軽減されていくことが見込まれることも踏まえれば、居住制限区域等東電賠償額は、「ふるさと喪失慰謝料」を含めて原告ら

が主張する精神的苦痛を慰謝するに足りるものというべきである。

サ 原告らは、避難指示が解除されても、本件事故以前の人とのつながりは帰ってこず、事故以前の生活を取り返すことはできないことがあるさと喪失であると主張する。

しかしながら、前述のとおり、中間指針等に基づく精神的損害の賠償（1人月額10万円）に当たっては、避難期間中における生活上の不便等の精神的苦痛だけではなく、「地域コミュニティ等が広範囲にわたつて突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど」（乙ニ共1の21頁）の精神的苦痛についても考慮の上で賠償額が定められており、住み慣れた生活環境や地元でのコミュニティでの人間関係などの喪失に係る精神的苦痛についても居住制限区域等東電賠償額は賠償の対象としている。

そして、除染等の取組の結果として、帰還困難区域と異なり、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においては平成29年3月末までに帰還の見通しが立つ状況にあることからすれば、かかる住み慣れた生活環境の喪失に係る賠償額について帰還困難区域の旧住民との間で差異が生ずるのは合理的な理由があり、やむを得ないところであり、避難指示解除後の相当期間の経過をもって本件事故と相当因果関係のある避難に係る精神的損害については賠償終期を迎えると解することには合理性がある。そして、その賠償額も、本件事故直後と同様の月額10万円を平成30年3月の終期まで継続して賠償することとしており、かかる賠償額は、ふるさとのコミュニティを喪失したとの原告らの精神的苦痛についても慰謝するに足りる水準であって、損害額が不合理であるともいえない。

したがって、原告らの上記主張もふるさと喪失慰謝料に係る原告らの主張を基礎付けるものではない。

シ 原告らは、除染が不十分であり、避難指示解除後も、放射線被ばくへの不安から帰還することができないかのように主張するが、年間20ミリシーベルトを下回る放射線による健康リスクについては、社会的にも受け入れられている肥満や運動不足、野菜不足などの他のリスクに比べても検出できないほど小さいものとされており、このような低線量被ばくと健康影響に関する国際的に合意されている科学的知見に照らせば、避難指示解除後の放射線被ばくへの不安については客観的な根拠に基づく合理的なものではなく、また、地元自治体も避難指示解除後における住民帰還と復興策の実施に向けて様々な取組を行っており、避難指示解除前から帰還再開をし又は新規に出店する事業者も相当数存することからすれば、避難指示解除後において客観的に帰還し得る状況にあることは社会的にも広く周知され、認知され、受け入れられているということができる。

また、避難指示区域内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の国直轄除染については、平成27年7月31日の時点で、対象となる11市町村の全てにおいて、宅地・農地・森林・道路のいずれについても発注率100パーセントとなっており（乙ニ共113），除染は進捗しているものであり、また、上記のとおり、避難指示解除準備区域及び居住制限区域内に本件事故時の住所がある原告らの居住地については、空間放射線量は大きく低減している状況にあり、除染はその効果を上げていると評価することができる（被告東京電力準備書面（12）の第2参照）。

したがって、避難指示が解除された後にも帰還し得ないと原告らの主張には理由がなく、また、「ふるさと喪失慰謝料」としてふるさとを

不可逆的に喪失したかのような主張についても、上記市町村の放射線量の客観的な状況や帰還に向けてのインフラ整備や事業再開等の動向を踏まえても、事実に即しないものであって、失当である。

避難指示解除後の相当期間経過時点をもって、精神的損害の賠償終期を迎えるとすることには十分に合理性があるのである。

ス 原告らは、除染後の土壤等がフレキシブルコンテナ等に詰められて避難指示区域内の仮置場の保管されている状況があることをもって、避難指示解除後も帰還し得ない理由であるかのように主張するが、これらの土壤等は中間貯蔵施設への搬入前の時点における仮置きのものであり、順次中間貯蔵施設に搬入されることが予定されている。また、仮置場については、定期的に敷地境界での空間放射線量や地下水の放射性物質濃度の測定が行われ、異常が発見された場合には原因を究明の上、速やかに補修等の対策が講じられるものとされている（以上、乙ニ共114～乙ニ共116）。

そして、避難指示解除予定の上記市町村の空間放射線量の状況を見ても、このような除染土壤等の仮置場が旧避難指示区域内に存することによって帰還した住民の生命・健康に具体的な危険が生ずるような放射線量を生じさせているものではなく、かかる仮置場の存在により、避難指示解除後であっても帰還し得ない危険が生じているとは到底いえない。

したがって、かかる原告らの主張にも理由がない。

セ 原告らは、本件原発の状況が不安定であるなどとして、避難指示が解除されても帰還し得ないかのように主張するが、この点については、被告東京電力準備書面（12）の第3において詳述したとおりであり、本件原発敷地境界の放射線量の状況及び周辺海域での放射性物質のモニタ

リング状況からしても、本件原発について、原告らの生命、身体、財産に具体的な危険が及ぶような状況にはないから、本件原発の状況によつて避難の合理性が基礎付けられるとする原告らの主張にも理由がない

### (3) 居住制限区域等に関する小括

以上のとおり、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、政府復興方針（乙ニ共125）に基づき、南相馬市小高区ではすでに解除され、飯舘村では平成29年3月31日をもって解除が予定され、富岡町及び浪江町においては平成29年3月末の解除を目指して取組が本格化している状況にあり、除染の進捗等によって空間放射線量も大きく低減しており、事業活動も再開されており、国においても今後の復興施策の展開が行われることが予定されている（乙ニ共174）という状況にあり、原告らが主張する「ふるさと喪失慰謝料」の基礎となる「帰還を断念せざるを得ない」という事情は存せず、またかかる避難指示解除後の相当期間を1年間として、かかる相当期間経過時点まで、避難に係る精神的損害の賠償を1人当たり月額10万円という本件事故直後の賠償月額と同額を維持したまま継続して平成30年3月まで支払うこととする居住制限区域等東電賠償額は、コミュニティ喪失の精神的苦痛も考慮の上で定められた合理的な賠償額の基準であり、本件事故により避難を余儀なくされた原告らに対する精神的損害の賠償として、原告らの精神的苦痛を包括的に慰謝するに足りる賠償額であるから、これを超える原告らの請求には理由がない。

### 3 旧緊急時避難準備区域について（原告世帯番号14：広野町）

#### (1) 被告東電が公表している賠償額

本件事故時の住所地が旧緊急時避難準備区域に指定されている原告に対しては、同指定が平成23年9月30日をもって解除されていること等を踏まえて、避難の有無を問わず、平成23年3月11日から平成24年8月末までの18か月について月額10万円を基礎とする精神的損害の賠償金を支払っている。

旧緊急時避難準備区域に本件事故時の住所地を有する原告らに対する精神的損害の賠償額として、かかる賠償額には十分な合理性・相当性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

(2) 旧緊急時避難準備区域における東電賠償額の合理性を基礎付ける事情  
このような旧緊急時避難準備区域における東電賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

ア 月額10万円の慰謝料額の妥当性については、帰還困難区域について述べた上記1 (2) のアないしオで述べたところが妥当する。

イ 中間指針第二次追補（乙ニ共3）は、旧緊急時避難準備区域の精神的損害について、平成24年8月末までをもって終期の目安とするとしている（同7頁）。その理由として、①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後の生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮したものとしている（同7～8頁）。

このような考え方は、旧緊急時避難準備区域が、緊急時に備えて避難の準備ができるよう求めるものであったこと、同区域指定の解除に先

立ち、広野町を含む自治体が復旧計画を策定し、政府（原子力災害対策本部）に提出しており、これに基づく政府と関係市町村との意見交換や連携を経たうえで、原子力安全委員会も指定解除について「差し支えない」と回答していることも踏まえ、平成23年9月30日をもって指定が解除されていること、その前後を通じて本件事故後には広野町への立入は禁じられていないこと、指定解除後も、インフラの回復などが進捗していることなどを踏まえて上記の終期が定められたものであり、かかる指針には合理性・相当性がある。

ウ 広野町は平成23年9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除された後は、政府による避難指示等の対象となっていない。

広野町における本件事故後の状況については、被告東京電力準備書面(9)の46～51頁に記載のとおりであり、平成23年12月には除染実施計画が策定され、優先順位を決めて除染が実施されている。原告の世帯の住所地が所在する広野町下浅見川は、平成23年10月11日～11月4日にかけての測定では0.23～1.38マイクロシーベルト／時と特段他と比べて高い線量を示したわけではないが、優先的に除染が実施されている。

平成24年3月1日には役場機能を本来の庁舎に移して業務を再開しており、広野公民館は平成24年3月から再開済み、広野小学校、広野中学校及び広野幼稚園は同年8月27日から再開しており（乙ニ共139の1の5頁），広野町内において復興のインフラが平成24年8月末頃までには概ね回復している状況が窺える。

エ 平成27年9月時点の広野町内の空間放射線量の状況は0.07～0.14マイクロシーベルト／時の範囲にあり、放射線量は低く（乙ニ共1

30), 原告らの健康に対する具体的な危険を生じさせる状況にはない。

オ 以上のような広野町の実情を踏まえれば、原告らが本件事故後に広野町に帰還し得ず、移住を余儀なくされたという客観的な事情は全くなく、「ふるさと喪失慰謝料」の請求には理由がない。

また、上記2の(2)のコないしスの主張については広野町の原告らに対しても妥当するものであり、これを援用する。

カ 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の住民からの精神的損害の賠償請求訴訟において、被告東電の公表賠償額の水準を超える賠償請求が棄却されているところである（東京地裁平成27年6月29日判決（乙イ5）、東京高裁平成28年3月9日（乙イ6）・確定）。

### (3) 旧緊急時避難準備区域に関する小括

以上のとおりであり、広野町の本件事故後の状況を踏まえても、中間指針第二次追補に基づき、1人月額10万円の精神的損害の賠償額を平成24年8月末まで賠償する被告東電の精神的損害の賠償額は合理性・相当性を有するものであり、「ふるさと喪失慰謝料」を含めて、これを超える原告らの請求には理由がない。

## 4 旧屋内退避区域（原告世帯番号11）及び旧南相馬市による一時避難要請区域（同13）について

### (1) 被告東電が公表している賠償額

平成23年4月22日に解除された旧屋内退避区域については、中間指針において精神的損害として10万円とする旨の指針が示されているが（乙ニ

共1の19頁），被告東電においては，平成23年3月から同年9月までの7か月間について，1人月額10万円（避難所等での避難がある月については月額12万円），合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行っている。

また，南相馬市による一時避難要請区域については，避難費用について平成23年7月末を終期とするとの中間指針の指針（乙ニ共1の14頁）を踏まえて，旧屋内退避区域と同様に，2か月間の上積みを行い，平成23年9月末までの7か月間について，1人月額10万円（避難所等での避難がある月については月額12万円），合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行っている。

旧屋内退避区域については平成23年4月22日に解除されてその後は何らの指示の対象となっていない区域であり，また，旧南相馬市による一時避難要請区域についても同日に帰宅を許容する旨の見解が示されている（乙ニ共1の8頁）ものであることを踏まえて，その後の相当期間として約6か月分を含めて精神的損害を賠償するものであり，かかる賠償額には合理性・相当性がある。

## （2）旧屋内退避区域及び旧南相馬市による一時避難要請区域における東電賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような旧屋内退避区域（いわき市）及び旧南相馬市による一時避難要請区域（鹿島区）における東電賠償額の合理性・相当性は，次のような事情によって基礎付けられる。

ア 月額10万円の慰謝料額の妥当性については，帰還困難区域について述べた上記1（2）のアないしオで述べたところが妥当する。

イ これらの区域はいずれも政府による避難の対象区域ではなく，屋内退

避及び南相馬市の独自の判断による指示も本件事故から約1か月後に解消され、その後も避難指示等の対象とはなっていない。

ウ 空間放射線量は避難指示区域に比して低く、年間20ミリシーベルトを超える被ばく線量に至るものではなく、平成25年10月13日・14日時点での空間放射線量は、いわき市の原告世帯番号11番の居住地周辺において0.127マイクロシーベルト／時(乙ニ共131の11)、南相馬市鹿島区の原告世帯番号13番の居住地周辺において0.188マイクロシーベルト／時(乙ニ共131の13)となっており、年間1ミリシーベルトの水準を大きく下回っている。

エ 本件事故後のいわき市の状況は、被告東京電力準備書面(9)の51～58頁において述べたとおりであり、生活に支障がない状況にある上、復興に向けての旺盛な経済活動は本件事故以前の状態を上回る状態で推移している。

オ 南相馬市鹿島区の状況についても、被告東京電力準備書面(9)の36～44頁において述べたとおりであり、同じく避難指示区域外にある原町区と並んで復興需要に基づく求人難が生じている(乙ニ共138の10)ほど旺盛な経済活動が行われている。

カ 以上のようないわき市及び南相馬市鹿島区の実情を踏まえれば、原告らが本件事故後にこれらの区域に帰還し得ず、移住を余儀なくされたという客観的な事情は全くなく、「ふるさと喪失慰謝料」の請求には理由がない。

また、上記2の(2)のコないレスの主張についてはいわき市及び南

相馬市鹿島区の原告らに対しても妥当するものであり、これを援用する。

キ 原告世帯番号13については、被告東京電力準備書面（5）の13で述べたとおり、本件地震による自宅の全壊による避難と評価すべきであり、避難の長期化についても原告側の事情に基づくものであって、本件事故と原告らの主張する損害の間には因果関係が認められない。

(3) 旧屋内退避区域及び旧南相馬市による一時避難要請区域に関する小括  
以上のとおりであり、本件事故後の状況を踏まえても、中間指針を踏まえて被告東電が定めた賠償基準に基づき、1人月額10万円の精神的損害の賠償額を平成23年9月末まで賠償する被告東電の精神的損害の賠償額は合理性・相当性を有するものであり、「ふるさと喪失慰謝料」を含めて、これを超える原告らの請求には理由がない。

## 5 区域外（福島県県南地域）について（原告世帯番号8）

### (1) 賠償の考え方及び被告東電が公表している賠償額

中間指針追補（乙ニ共2）においては、政府による避難指示の対象とならなかつた区域の住民の精神的苦痛について検討し、①政府による避難指示等対象区域の周辺地域では自主的避難をした者が相当数存在していることが確認されたが（同1頁）、②同時に、当該地域の住民はそのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けている（同2頁）という現状を踏まえて「自主的避難等対象区域」が設定されており、この区域の設定に当たっては、本件原発からの距離や空間放射線量の状況のみで線引きをするのではなく、避難指示等対象区域外の住民に生じ得る放射線被ばくへの恐怖や不安については、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政

府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられるとの考え方を示している。

そして、避難指示区域外においても放射線量は場所によって様々であり、同一市町村内でも異なっており、また本件原発からの距離と空間放射線量が必ずしも比例しているとはいえないこと、他方で本件原発からの距離や周囲の自主的避難者の動向や安定ヨウ素剤配備市町村等（乙ニ共61の3～6頁）の情報も踏まえて、上記のとおりの複合的な要素を総合的に考慮の上で自主的避難等対象区域を設定し、本件事故と相当因果関係のある区域外住民への賠償範囲を定めたものであり、このような中間指針追補の考え方には、本件事故後の状況を踏まえれば、合理性・相当性がある。

原告番号8の本件事故時の住所地は矢吹町であり、中間指針追補に定める自主的避難等対象区域には含まれておらず、本件原発より60キロメートル以上離れているが（同2頁），被告東電においては、自主的な判断に基づき福島県県南地域における自主的避難等の賠償基準を公表し（乙ニ共65），子供・妊婦を対象として、1人当たり20万円の精神的損害等の賠償を行うこととともに（平成23年12月末までを対象），平成24年1月1日～同年8月31日までを対象として、4万円の精神的損害の追加賠償を行う旨公表している（乙ニ共67）。

かかる賠償は自主的避難等対象者である子ども・妊婦に対する賠償額の2分の1の賠償を行うものであり、中間指針等に基づくのではなく、被告東電の自主的な判断に基づくものであるが、かかる賠償額を超える原告らの請求には理由がない。

## （2）区域外（福島県県南地域）における東電賠償額の合理性を基礎付ける事情

区域外（福島県県南地域）における上記東電賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

ア 西白河郡矢吹町は、本件原発から約60キロメートル以上離れており、原告番号8の住所地は本件原発から約67キロメートル付近に位置し、政府による避難指示等の対象となっていないものであるところ、矢吹町の空間放射線量は、平成23年9月～11月の測定結果として、0.10～0.94マイクロシーベルト／時であり、平均空間線量は0.23～0.33マイクロシーベルト／時となっており（乙ニ共141の1の1頁），平常時よりは高いものの、年間1ミリシーベルを上回る程度の放射線量となっており、後述第5で述べるような科学的知見に基づけば、かかる低線量被ばくによって、矢吹町の住民の健康に対して具体的な危険が生じているものではなく、原告らの法的権利利益を侵害する具体的な危険にさらされたものとは評価することができない。

イ 福島県が実施する内部被ばく・外部被ばくに関する検査においても、矢吹町については健康に影響の及ぶ数値であるとは評価されていない。

ウ 矢吹町の平成23年1月1日時点における18歳未満人口は3038人であったところ（乙ニ共148），平成24年4月1日時点における18歳未満人口の避難者数は54人（乙ニ共128の1）とされていることからすると、矢吹町内の全18歳未満人口の内で避難した者の割合は約1.7パーセント程度にとどまっており、大多数の18歳未満人口は自主的な避難を選択していないことが認められる。

エ 矢吹町においては除染実施計画を策定して除染を実施しているが、原告番号8の本件事故時点における住所地は線量的に問題がないため、除

染の対象とはされていない（乙ニ共141の1の2～3頁）。

オ 平成25年10月13日時点の原告の居住地に近い「矢吹幼稚園」の空間放射線量は、0.094マイクロシーベルト／時となっており、年間1ミリシーベルトを大きく下回る水準となっている。

カ 本件事故後において、本件事故に由来する放射性物質に汚染された食物等については、原子力安全委員会及び食品安全委員会が定めた規制値に基づき、これを超える場合には摂取制限又は出荷制限の措置が講じられており、これにより、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響を及ぼすというような事態が生じないように措置がなされているものである。そして、上記の各種の調査結果においても、実際に、福島県内の方々に健康に影響が及ぶ程度の内部被ばくが現実に生じているということはできない。

また、上記のとおり、本件事故発生直後より、内部被ばくを含む放射線の健康影響に関する科学的知見については報道や政府または専門機関によるホームページ等での情報提供等がなされており、自主的な避難を検討するなど、これらの情報に关心を有する者が、放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることは十分に可能な状態にあった（被告東京電力共通準備書面（12）の第6参照）。

キ その他矢吹町の復興の状況については、被告東京電力準備書面（9）の58～62頁で述べたとおりであり、原告らが「ふるさと」を喪失したという事実はない。また、実際に、原告番号8は、平成26年3月20日に矢吹町の住所地に帰還している。

ク なお、大阪国際空港事件上告審判決において、過酷な騒音に毎日悩まされる住民に対する精神的損害の賠償額が1人月額1万円と認定されていることにかんがみても、被告東電の上記賠償額が不当な金額であるとはいえない。

### (3) 区域外（福島県県南区域）に関する小括

以上のとおりであり、本件事故後の状況を踏まえても、被告東電が自動的に定めた賠償基準に基づく精神的損害に係る賠償額を超える原告らの請求には、「ふるさと喪失慰謝料」を含めて理由がない。

## 6　まとめ

以上のとおり、上記各地域ごとの被告東電の精神的損害の賠償の考え方及びその賠償額には合理性・相当性があり、これを超える原告らの請求にはいずれも理由がない。

なお、個別原告ら毎の事情に基づく認否及び否認等の理由については、被告東京電力個別準備書面(5)の1～同(5)の17において個々に主張しているところを参照していただきたい。

## 第5 低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見について

低線量放射線被ばくによる健康影響に関する科学的知見については、被告東京電力共通準備書面（6）において詳しく主張したとおりであり、国際的な科学界の合意では、放射線による発がんリスクは100ミリシーベルト以下の被ばく線量（短時間で被ばくした場合の評価）では、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することが難しいとされており、また、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短期間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されており（線量率効果）、この点は動物実験でも確認されていること（乙ニ共4の4頁、乙ニ共5の1頁、乙ニ共64の5頁、乙ニ共70の巻頭言前の頁等）、また、放射線防護の観点からICRPの2007年勧告も採用しているLNTモデル（直線閾値なしモデル）を前提としても、政府による避難指示基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについてのリスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても十分低い水準にあること（乙ニ共4の9～10頁、乙ニ共64の6頁）を明らかにしてきたところである。

また、被告東京電力共通準備書面（10）では、我が国の裁判例においても、「低線量被ばくについて、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方（なお、この考え方自体、未だ国際的な合意を得られているわけではない。）を採用したとしても、年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクに比較して低いことも報告されている。さらに、ICRP（国際放射線防護委員会）は、本件事故に関し、緊急時被ばく状況における計画的な被ばく線量として年間20～100ミリシーベルトの範囲で参考レベルを設定すること、防護措置として、長期間の後には放射線レベルを年間1ミリシーベルトへ低減するため、参考レベルを年間1～20ミリ

シーベルトの範囲で設定することを勧告している。これらの科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めるることはできないといるべきである。」との説示がなされており、被告東電の主張する科学的知見については、裁判上も広く認められているものであることを明らかにした。

さらに、被告東京電力共通準備書面（12）の第6においては、本件事故に由来する放射性物質に汚染された食物等については、原子力安全委員会及び食品安全委員会が定めた規制値に基づき、これを超える場合には摂取制限又は出荷制限の措置が講じられており、これにより、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響を及ぼすというような事態が生じないよう措置がなされており、またかかる取り組みの内容が広く周知されている状況について明らかにしたものである。

被告東京電力共通準備書面（15）においては、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が本件事故後の福島県における放射性物質の拡散状況及びその健康影響に関して評価結果を国連総会に提出した報告書（2013年国連総会報告書、乙ニ共83）、2014年4月に公表した2013年福島報告書（乙ニ共161）及びそのフォローアップである2015年報告書（乙ニ共162）の内容を紹介し、本件事故による低線量被ばくの程度は年間20ミリシーベルトを下回るものであり、これによる発がんリスクは他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとの基本的な科学的知見は何ら変更されるものでないことが示されていることを明らかにした。

被告東京電力共通準備書面（17）においては、原告らが主張する科学的知見が原告らの主張を何ら裏付けるものでないことを明らかにするとともに、大阪国際空港事件上告審判決における「原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と

認めているかにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害に当たるということができないことはいうまでもない」との判示を引用し、慰謝料請求権の発生原因としては科学的な根拠に基づかない抽象的かつ漠然とした不安感や危惧感のみでは足りないことを明らかにしている。

したがって、低線量被ばくと健康影響に関する原告らの主張はいずれも失当であり、原告らの請求内容を基礎付けるものではない。

## 第6 結語

以上の次第であり、原告らの本訴請求には理由がなく、棄却されるべきである。

以上